旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあっては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあっては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和4年6月改正　政令第216号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	1	1	1	1	2	1	2. 共通仕様書の適用	受注者は、共通仕様書の適用にあたって、土木工事にあっては、「地方建設局請負工事監督検査事務処理要領（以下「事務処理要領」という。）」、港湾工事にあっては「請負工事監督・検査事務処理要領」（以下「事務処理要領」という。）に従った監督・検査体制のもとで、建設業法第18条に定める建設工事の請負契約の原則に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。また、受注者はこれら監督、検査（完成検査、既済部分検査）にあたっては、予算決算及び会計令（令和5年6月改正 政令第222号）（以下「予決令」という。）第101条の3及び4に基づくものであることを認識しなければならない。	諸法令の改定にともなう
								1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	ワンデーレスポンス	条文の追加
								1	1	1	4	1	1	1. ワンデーレスポンス	監督職員及び受注者は、「ワンデーレスポンス」に努める。	条文の追加
								1	1	1	4	1	2		ワンデーレスポンスとは、受注者からの質問・協議等に対して、１日あるいは適切な期限までに回答することをいう。	条文の追加
1	1	1	4	0	1	1-1-1-4	施工計画書	1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	施工計画書	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	5	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手前または施工方法が確定した時期に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	2		受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。	1	1	1	5	1	2		受注者は、施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	3		この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	1	1	1	5	1	3		この場合、受注者は、施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また、監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、受注者は維持工事等簡易な工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	4	(1)	工事概要	1	1	1	5	1	4	(1)	工事概要	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	5	(2)	計画工程表	1	1	1	5	1	5	(2)	計画工程表	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	6	(3)	現場組織表	1	1	1	5	1	6	(3)	現場組織表	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	7	(4)	指定機械	1	1	1	5	1	7	(4)	指定機械	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	8	(5)	主要船舶・機械	1	1	1	5	1	8	(5)	主要船舶・機械	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	9	(6)	主要資材	1	1	1	5	1	9	(6)	主要資材	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	10	(7)	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	1	1	1	5	1	10	(7)	施工方法（主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む）	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	11	(8)	施工管理計画	1	1	1	5	1	11	(8)	施工管理計画	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	12	(9)	安全管理	1	1	1	5	1	12	(9)	安全管理	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	13	(10)	緊急時の体制及び対応	1	1	1	5	1	13	(10)	緊急時の体制及び対応	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	14	(11)	交通管理	1	1	1	5	1	14	(11)	交通管理	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	15	(12)	環境対策	1	1	1	5	1	15	(12)	環境対策	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	16	(13)	現場作業環境の整備	1	1	1	5	1	16	(13)	現場作業環境の整備	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	17	(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	1	1	1	5	1	17	(14)	再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	18	(15)	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	1	1	1	5	1	18	(15)	法定休日・所定休日（週休二日の導入）	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	1	19	(16)	その他	1	1	1	5	1	19	(16)	その他	条文追加による番号の修正

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	4	2	1	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	5	2	1	2. 変更施工計画書	受注者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合（工期や数量等の軽微な変更は除く）には、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更施工計画書を監督職員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	4	3	1	3. 詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	1	1	1	5	3	1	3. 詳細施工計画書	受注者は、施工計画書を提出した際、監督職員が指示した事項について、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	0	1	1-1-1-5	コリンズ（CORINS）への登録	1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	コリンズ（CORINS）への登録	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。	1	1	1	6	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報システム（コリンズ）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をコリンズから監督職員にメール送信し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	1	2		登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	1	1	1	6	1	2		登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。	1	1	1	6	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」は、コリンズ登録時に監督職員にメール送信される。	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	1	4		なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。	1	1	1	6	1	4		なお、変更時と工事完成時の間が10日間（土曜日、日曜日、祝日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。	条文追加による番号の修正
1	1	1	5	1	5		また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	1	1	1	6	1	5		また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	6	0	1	1-1-1-6	監督職員	1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	監督職員	条文追加による番号の修正
1	1	1	6	1	1	1. 監督職員の権限	当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	1	1	1	7	1	1	1. 監督職員の権限	当該工事における監督職員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。	条文追加による番号の修正
1	1	1	6	2	1	2. 監督職員の権限の行使	監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	1	1	1	7	2	1	2. 監督職員の権限の行使	監督職員がその権限を行使する時は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は監督職員が、受注者に対し口頭による指示等を行えるものとする。口頭による指示等が行われた場合には、後日書面により監督職員と受注者の両者が指示内容等を確認するものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	0	1	1-1-1-7	工事用地等の使用	1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	工事用地等の使用	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	1	1	1. 維持・管理	受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。	1	1	1	8	1	1	1. 維持・管理	受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持・管理するものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	2	1	2. 用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	1	1	1	8	2	1	2. 用地の確保	設計図書において受注者が確保するものとされる用地及び工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	3	1	3. 第三者からの調達用地	受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	1	1	1	8	3	1	3. 第三者からの調達用地	受注者は、工事の施工上必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	4	1	4. 用地の返還	受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	1	1	1	8	4	1	4. 用地の返還	受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後は、設計図書の定めまたは監督職員の指示に従い復旧の上、速やかに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も速やかに発注者に返還しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	7	5	1	5. 復旧費用の負担	発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。	1	1	1	8	5	1	5. 復旧費用の負担	発注者は、第1項に規定した工事用地等について受注者が復旧の義務を履行しないときは受注者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は受注者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において、受注者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し立てることができない。	条文追加による番号の修正

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	7	6	1	6.用地の使用制限	受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	1	1	1	8	6	1	6.用地の使用制限	受注者は、提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	8	0	1	1-1-1-8	工事着手	1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事着手	条文追加による番号の修正
1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	1	1	1	9	1	1		受注者は、特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合には、その期日までに工事着手しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	0	1	1-1-1-9	工事の下請負	1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	工事の下請負	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	1	1	1	10	1	1		受注者は、下請負に付する場合には、以下の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	1	1	1	10	1	2	(1)	受注者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	1	3	(2)	下請負者が国土交通省○○地方整備局の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	1	1	1	10	1	3	(2)	下請負者が国土交通省○○地方整備局の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	1	1	1	10	1	4	(3)	下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。	条文追加による番号の修正
1	1	1	9	1	5		なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	1	1	1	10	1	5		なお、下請契約を締結するときは、下請負に使用される技術者、技能労働者等の賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境が適正に整備されるよう、市場における労務の取引価格、保険料等を的確に反映した適正な額の請負代金及び適正な工期等を定める下請け契約を締結しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	10	0	1	1-1-1-10	施工体制台帳	1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	施工体制台帳	条文追加による番号の修正
1	1	1	11	0	1	1-1-1-11	受発注者間の情報共有	1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	受発注者間の情報共有	条文追加による番号の修正
1	1	1	12	0	1	1-1-1-12	受注者相互の協力	1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	受注者相互の協力	条文追加による番号の修正
1	1	1	13	0	1	1-1-1-13	調査・試験に対する協力	1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	調査・試験に対する協力	条文追加による番号の修正
1	1	1	13	6	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われるNETIS登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。									削除
1	1	1	13	6	2		受注者は、「公共工事等における新技術活用システム」に基づきNETISに登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	1	1	1	14	6	1	6.NETIS	受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）に登録されている技術を活用して工事施工する場合には、以下の各号に掲げる措置をしなければならない。	表現修正
1	1	1	13	6	3		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和2年7月1日、国官総第20号、国官技第41号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和4年4月1日、国官総第185号、国官技第391号、国営施第19号、国総公第252号）による必要な措置をとるものとする。	1	1	1	14	6	2		受注者は、「公共工事等における新技術活用の促進について」（令和5年3月28日、国官総第250号、国官技第403号）、「「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（令和5年3月28日、国官総第249号、国官技第395号、国営施第34号、国総公第288号）による必要な措置をとるものとする。	実施要領との整合
1	1	1	13	6	4	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	1	1	1	14	6	3	(1)	受注者は、発注者指定型によりNETIS登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は、当該施工が完了次第活用効果調査表を新技術情報提供システム（以下システムという）にて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。	実施要領との整合
1	1	1	13	6	5	(2)	受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	1	1	1	14	6	4	(2)	受注者は、施工者選定型によりNETIS登録技術を活用した施工を行う場合、新技術活用計画書を作成し、施工計画書と共に提出しなければならない。また、当該施工が完了次第活用効果調査表をシステムにて入力・登録しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の入力・登録を要しない。	実施要領との整合
1	1	1	14	0	1	1-1-1-14	工事の一時中止	1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	工事の一時中止	条文追加による番号の修正
1	1	1	14	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	1	1	1	15	1	1	1.一般事項	発注者は、契約書第20条の規定に基づき以下の各号に該当する場合においては、あらかじめ受注者に対して通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。	文脈の判断の為に表示

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	14	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-42臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	1	1	1	15	1	2		なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第1編1-1-1-43臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。	誤記修正
1	1	1	15	0	1	1-1-1-15	設計図書の変更	1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	設計図書の変更	条文追加による番号の修正
1	1	1	16	0	1	1-1-1-16	工期変更	1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	工期変更	条文追加による番号の修正
1	1	1	17	0	1	1-1-1-17	支給材料及び貸与品	1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	支給材料及び貸与品	条文追加による番号の修正
1	1	1	18	0	1	1-1-1-18	工事現場発生品	1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	工事現場発生品	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	0	1	1-1-1-19	建設副産物	1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	建設副産物	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	1	1	1. 一般事項	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	1	1	1	20	1	1	1. 一般事項	受注者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本体工事または設計図書に指定された仮設工事にあっては、監督職員と協議するものとし、設計図書に明示がない任意の仮設工事にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	1	1	1	20	2	1	2. マニフェスト	受注者は、産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されていることを確かめるとともに監督職員に提示しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	3	1	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	1	1	1	20	3	1	3. 法令遵守	受注者は、建設副産物適正処理推進要綱（国土交通事務次官通達、平成14年5月30日）、再生資源の利用の促進について（建設大臣官房技術審議官通達、平成3年10月25日）（航空局飛行場部建設課長通達、平成4年1月24日）、建設汚泥の再生利用に関するガイドライン（国土交通事務次官通達、平成18年6月12日）を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20	4	1	4. 再生資源利用計画	受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。	文脈の判断の為に表示
1	1	1	19	4	2		また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	20	4	2		また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
								1	1	1	20	5	1	5. 受領書の交付	受注者は、土砂を再生資源利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、法令等に基づき、速やかに受領書を搬入元に交付しなければならない。	条文の追加
1	1	1	19	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20	6	1	6. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書にその写しを添付して監督職員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	5	2		また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	1	1	1	20	6	2		また、受注者は、法令等に基づき、工事現場において再生資源利用促進計画を公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	表現修正
								1	1	1	20	7	1	7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等	受注者は、再生資源利用促進計画の作成に当たり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して発注者等が行った土壌汚染対策法等の手続き状況や、搬出先が盛土規制法の許可地等であるなど適正であることについて、法令等に基づき確認しなければならない。	条文の追加
								1	1	1	20	7	2		また、確認結果は再生資源利用促進計画に添付するとともに、工事現場において公衆の見やすい場所に掲げなければならない。	条文の追加
								1	1	1	20	8	1	8. 建設発生土の運搬を行う者に対する通知	受注者は、建設現場等から土砂搬出を他の者に委託しようとするときは、「6. 再生資源利用促進計画」に記載した事項（搬出先の名称及び所在地、搬出量）と「7. 再生資源利用促進計画を作成する上での確認事項等」で行った確認結果を、委託した搬出者に対して、法令等に基づいて通知しなければならない。	条文の追加

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
								1	1	1	20	9	1	9. 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求等	受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、法令等に基づき、速やかに搬出先の管理者に受領書の交付を求め、受領書に記載された事項が再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認するとともに、監督職員から請求があった場合は、受領書の写しを提出しなければならない。	条文の追加
1	1	1	19	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	20	10	1	10. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	7	1	7. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	1	1	1	20	11	1	11. 建設副産物情報交換システム	受注者は、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物、建設発生土を搬入、搬出する場合には、施工計画作成時、工事完了時に必要な情報を建設副産物情報交換システムに入力するものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	7	2		なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	20	11	2		なお、出力した調査票は「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」の提出に代わるものとし、これによりがたい場合には、監督職員と協議しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	8	1	8. 建設発生土情報交換システム	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	1	1	1	20	12	1	12. 建設発生土情報交換システム	受注者は、建設発生土を搬入または搬出する場合で、工事の実施に当たって土量、土質、土工期等の登録されている情報に変更があった場合、監督職員が通知する「登録工事番号」を用いて、速やかに当該システムのデータ更新を行うものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	19	8	2		なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。	1	1	1	20	12	2		なお、これによりがたい場合には、監督職員と協議するものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	20	0	1	1-1-1-20	工事完成図	1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	工事完成図	条文追加による番号の修正
1	1	1	21	0	1	1-1-1-21	工事完成検査	1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	工事完成検査	条文追加による番号の修正
1	1	1	21	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	1	1	1	22	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正
1	1	1	22	0	1	1-1-1-22	既済部分検査等	1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	既済部分検査等	条文追加による番号の修正
1	1	1	23	0	1	1-1-1-23	部分使用	1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	部分使用	条文追加による番号の修正
1	1	1	24	0	1	1-1-1-24	施工管理	1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	施工管理	条文追加による番号の修正
1	1	1	24	10	2		また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。	1	1	1	25	10	2		また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」に基づくこととする。	発行に伴う修正
1	1	1	25	0	1	1-1-1-25	履行報告	1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	履行報告	条文追加による番号の修正
1	1	1	26	0	1	1-1-1-26	週休二日の対応	1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	週休二日の対応	条文追加による番号の修正
1	1	1	26	1	1		受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。	1	1	1	27	1	1		受注者は、週休二日に取り組み、その実施内容を監督職員に報告しなければならない。	文脈の判断の為に表示
1	1	1	26	1	2		なお、週休二日は、月単位で４週８休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交代しながら４週８休以上の休日を確保し実施に努めなければならない。	1	1	1	27	1	2		なお、週休二日は、土日を休日とする4週8休以上の現場閉所または、技術者及び技能労働者が交替しながら月単位で4週8休以上の休日を確保するものであり、その実施に努めなければならない。	休日の質の向上の更なる推進のため
1	1	1	27	0	1	1-1-1-27	工事関係者に対する措置請求	1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	工事関係者に対する措置請求	条文追加による番号の修正
1	1	1	28	0	1	1-1-1-28	工事中の安全確保	1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	工事中の安全確保	条文追加による番号の修正
1	1	1	28	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達、令和4年2月）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	29	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、最新の土木工事安全施工技術指針（国土交通大臣官房技術審議官通達）、建設機械施工安全技術指針（国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総合政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日）、「港湾工事安全施工指針（一社）日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針（一社）日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針（一社）日本海上起重技術協会」、JIS A 8972（斜面・法面工事用仮設設備）を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	発行に伴う修正
1	1	1	29	0	1	1-1-1-29	爆発及び火災の防止	1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	爆発及び火災の防止	条文追加による番号の修正

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	29	1	1	1. 火薬類の使用	受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。	1	1	1	30	1	1	1. 火薬類の使用	受注者は、火薬類の使用については、以下の規定による。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	1	2	(1)	受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	1	1	1	30	1	2	(1)	受注者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄し、使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	1	3		なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	1	1	1	30	1	3		なお、監督職員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	1	4	(2)	現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	1	1	1	30	1	4	(2)	現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入防止柵、警報装置等を設置し保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても、周辺の監視等を行い安全を確保しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	2	1	2. 火気の使用	受注者は、火気の使用については、以下の規定による。	1	1	1	30	2	1	2. 火気の使用	受注者は、火気の使用については、以下の規定による。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	2	2	(1)	受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	1	1	1	30	2	2	(1)	受注者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	2	3	(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	1	1	1	30	2	3	(2)	受注者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	2	4	(3)	受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	1	1	1	30	2	4	(3)	受注者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整理に努めなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	29	2	5	(4)	受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	1	1	1	30	2	5	(4)	受注者は、伐開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	30	0	1	1-1-1-30	後片付け	1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	後片付け	条文追加による番号の修正
1	1	1	31	0	1	1-1-1-31	事故報告書	1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	事故報告書	条文追加による番号の修正
1	1	1	32	0	1	1-1-1-32	環境対策	1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	環境対策	条文追加による番号の修正
1	1	1	33	0	1	1-1-1-33	文化財の保護	1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	文化財の保護	条文追加による番号の修正
1	1	1	34	0	1	1-1-1-34	交通安全管理	1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	交通安全管理	条文追加による番号の修正
1	1	1	34	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和3年9月改正　内閣府・国土交通省令第4号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	35	5	1	5. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通の安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（令和5年3月改正　内閣府・国土交通省令第1号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準（建設省道路局長通知、昭和37年8月30日）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について（局長通知平成18年3月31日国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知平成18年3月31日国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月）に基づき、安全対策を講じなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	34	14	1	14. 通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正　政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和4年1月改正　政令第16号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和4年4月改正　法律第32号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	35	14	1	14. 通行許可等	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令（令和3年7月改正　政令第198号）第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可、または道路法第47条の10に基づく通行可能経路の回答を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令（令和5年3月改正　政令第54号）第22条における制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するときは、道路交通法（令和5年5月改正　法律第19号）第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。	諸法令の改定にともなう
1	1	1	35	0	1	1-1-1-35	施設管理	1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	施設管理	条文追加による番号の修正
1	1	1	36	0	1	1-1-1-36	諸法令の遵守	1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	諸法令の遵守	条文追加による番号の修正
1	1	1	36	1	12	(10)	健康保険法（令和3年6月改正　法律第66号）	1	1	1	37	1	12	(10)	健康保険法（令和5年5月改正　法律第31号）	諸法令の改定にともなう

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	36	1	15	（13）	出入国管理及び難民認定法（令和3年6月改正 法律第69号）	1	1	1	37	1	15	（13）	出入国管理及び難民認定法（令和4年12月改正　法律第97号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	17	（15）	道路交通法（令和4年4月改正 法律第32号）	1	1	1	37	1	17	（15）	道路交通法（令和5年5月改正　法律第19号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	18	（16）	道路運送法（令和2年6月改正 法律第36号）	1	1	1	37	1	18	（16）	道路運送法（令和5年4月改正 法律第18号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	24	（22）	港湾法（令和4年3月改正 法律第7号）	1	1	1	37	1	24	（22）	港湾法（令和4年11月改正 法律第87号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	42	（40）	電気事業法（令和4年6月改正 法律第74号）	1	1	1	37	1	42	（40）	電気事業法（令和5年6月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	43	（41）	消防法（令和3年5月改正 法律第36号）	1	1	1	37	1	43	（41）	消防法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	45	（43）	建築基準法（令和4年5月改正 法律第55号）	1	1	1	37	1	45	（43）	建築基準法（令和5年6月改正 法律第58号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	65	（63）	厚生年金保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	37	1	65	（63）	厚生年金保険法（令和5年3月改正 法律第3号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	70	（68）	所得税法（令和4年6月改正 法律第71号）	1	1	1	37	1	70	（68）	所得税法（令和5年6月改正 法律第44号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	72	（70）	船員保険法（令和3年6月改正 法律第66号）	1	1	1	37	1	72	（70）	船員保険法（令和5年5月改正　法律第31号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	74	（72）	電波法（令和4年6月改正 法律第70号）	1	1	1	37	1	74	（72）	電波法（令和4年12月改正 法律第93号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	77	（75）	農薬取締法（令和元年12月改正 法律第62号）	1	1	1	37	1	77	（75）	農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	78	（76）	毒物及び劇物取締法（平成30年6月改正 法律第66号）	1	1	1	37	1	78	（76）	毒物及び劇物取締法（令和5年5月改正 法律第36号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	82	（80）	個人情報の保護に関する法律（令和4年5月改正 法律第54号）	1	1	1	37	1	82	（80）	個人情報の保護に関する法律（令和5年11月改正 法律第79号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	36	1	83	（81）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和2年6月改正 法律第42号）	1	1	1	37	1	83	（81）	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（令和5年6月改正法律第58号）	諸法令の改定にともなう
1	1	1	37	0	1	1-1-1-37	官公庁等への手続等	1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	官公庁等への手続等	条文追加による番号の修正
1	1	1	38	0	1	1-1-1-38	施工時期及び施工時間の変更	1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	施工時期及び施工時間の変更	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	0	1	1-1-1-39	工事測量	1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	工事測量	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	1	1	1	40	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標（仮BM）、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	1	2		なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	40	1	2		なお、測量標（仮BM）及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	2	1	2. 引照点等の設置	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	1	1	1	40	2	1	2. 引照点等の設置	受注者は、工事施工に必要な仮水準点、多角点、基線、法線、境界線の引照点等を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督職員に連絡し、速やかに水準測量、多角測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点等を復元しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	3	1	3. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	1	1	1	40	3	1	3. 仮設標識	受注者は、丁張、その他工事施工の基準となる仮設標識を、設置しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	4	1	4. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	1	1	1	40	4	1	4. 工事用測量標の取扱い	受注者は、用地幅杭、測量標（仮BM）、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督職員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が現存しない場合は、監督職員と協議しなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	4	2		なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	1	1	1	40	4	2		なお、移設する場合は、隣接土地所有者との間に紛争等が生じないようにしなければならない。	条文追加による番号の修正
1	1	1	39	5	1	5. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	1	1	1	40	5	1	5. 既存杭の保全	受注者は、工事の施工にあたり、損傷を受けるおそれのある杭または障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。	条文追加による番号の修正

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	1	1	39	6	1	6. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	1	1	1	40	6	1	6. 水準測量・水深測量	水準測量及び水深測量は、設計図書に定められている基準高あるいは工事用基準面を基準として行うものとする。	条文追加による番号の修正
1	1	1	40	0	1	1-1-1-40	不可抗力による損害	1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	不可抗力による損害	条文追加による番号の修正
1	1	1	41	0	1	1-1-1-41	特許権等	1	1	1	42	0	1	1-1-1-42	特許権等	条文追加による番号の修正
1	1	1	42	0	1	1-1-1-42	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	保険の付保及び事故の補償	条文追加による番号の修正
1	1	1	43	0	1	1-1-1-43	臨機の措置	1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	臨機の措置	条文追加による番号の修正
1	1	1	44	0	1	1-1-1-44	石綿使用の有無	1	1	1	45	0	1	1-1-1-45	石綿使用の有無	条文追加による番号の修正
1	3	1	0	3	1	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］」（土木学会、2018年3月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	1	0	3	1	3. 適用規定（2）	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「土木学会　コンクリート標準示方書［2023年制定］（施工編）」（土木学会、2023年9月）のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正
1	3	2	0	1	3		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］（2018年3月）	1	3	2	0	1	3		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2023年制定］（2023年9月）	発行に伴う修正
1	3	2	0	1	4		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）［2017年制定］（2018年3月）	1	3	2	0	1	4		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）［2023年制定］（2023年3月）	発行に伴う修正
1	3	5	4	2	11	（6）	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、容積で計量してもよいものとする。	1	3	5	4	2	11	（6）	受注者は、各材料を、一バッチ分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液については、表1-3-2に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
1	3	6	9	2	1	2. 湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて適切に定めなければならない。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を標準とする。	1	3	6	9	2	1	2. 湿潤状態の保持	受注者は、打ち込み後のコンクリートをその部位に応じた適切な養生方法により、一定期間は十分な湿潤状態に保たなければならない。養生期間は、使用するセメントの種類や養生期間中の環境温度等に応じて、施工実績、信頼できるデータ、あるいは試験等により定めるものとする。通常のコンクリート工事におけるコンクリートの湿潤養生期間は、表1-3-3を目安とする。	諸基準類の改定にともなう
1	3	6	9	2	2		なお、中庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表1-3-3に示されていないセメントを使用する場合には、湿潤養生期間に関して監督職員と協議しなければならない。									諸法令の改定にともなう
1	3	6	9	2	3		表1-3-3　コンクリートの標準養生期間	1	3	6	9	2	3		表1-3-3　コンクリートの湿潤養生期間の目安	諸法令の改定にともなう
1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）［2017年制定］本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2018年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書（設計編）［2023年制定］本編第13章鉄筋コンクリートの前提、標準7編第2章鉄筋コンクリートの前提」（土木学会、2023年3月）の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正
1	3	9	2	3	1	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度は、35℃以下を標準とする。コンクリート温度がこの上限値を超える場合には、コンクリートが所要の品質を確保できることを確かめなければならない。	1	3	9	2	3	1	3. 打設時のコンクリート温度	打設時のコンクリート温度の上限は、所定の品質を確保できる場合は38℃とし、それ以外の場合は35℃とする。	諸基準類の改定にともなう
1	3	10	2	1	2	（1）	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材をそのまま用いてはならない。	1	3	10	2	1	2	（1）	受注者は、凍結しているか、または氷雪の混入している骨材を用いてはならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	2	7	1	7. 水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	1	3	12	2	7	1	7. 水中コンクリートの打設方法	受注者は、ケーシング（コンクリートポンプとケーシングの併用方式）、トレミー、コンクリートポンプまたは底開き箱や底開き袋を使用してコンクリートを打設するものとする。これにより難い場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	2	9	2	（1）	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。	1	3	12	2	9	2	（1）	受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由に移動できる大きさとし、打設中は、先端を既に打ち込まれたコンクリート中に挿入しておき、水平移動してはならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用を受けるコンクリートの施工にあたり、品質が確保できるように、打込み、締固め、養生などを行わなければならない。	1	3	12	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、海水の作用、波浪や海水飛沫の影響を受ける構造物に使用されるコンクリートは、海洋コンクリートとして、設計耐用期間を通じてコンクリート自体の劣化や鋼材の腐食等によって、所要に性能が損なわれないように施工しなければならない。	諸基準類の改定にともなう

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
1	3	12	3	2	1	2. 水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上60cm及び最低潮位から下60cmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	1	3	12	3	2	1	2. 水平打継目の設置位置	受注者は、設計図書に示す最高潮位から上600mm及び最低潮位から下600mmの間のコンクリートに水平打継目を設けてはならない。干満差が大きく一回の打上がり高さが非常に高くなる場合や、その他やむを得ない事情で打継目を設ける必要がある場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	諸基準類の改定にともなう
1	3	13	3	3	3		ただし、水及び混和剤溶液は容積計量してもよいものとする。	1	3	13	3	3	3		ただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の計量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
2	2	3	1	1	3		JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書A（レディーミクストコンクリート用骨材）	2	2	3	1	1	3		JIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JA（レディーミクストコンクリート用骨材）	JIS改正
2	2	6	1	2	1	2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿的な構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	2	2	6	1	2	1	2. セメントの貯蔵	受注者は、セメントを防湿構造を有するサイロまたは倉庫に、品種別に区分して貯蔵しなければならない。	諸基準類の改定にともなう
2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）［2018年制定］JSCE-D 102-2018吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2018年10月）の規格に適合するものとする。	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、「コンクリート標準示方書（規準編）［2023年制定］JSCE-D 102-2023吹付けコンクリート（モルタル）用急結剤品質規格（案）」（土木学会、2023年9月）の規格に適合するものとする。	発行に伴う修正
2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書C（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	コンクリートの練混ぜに用いる水は、上水道またはJIS A 5308（レディーミクストコンクリート）附属書JC（レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水）の規格に適合するものとする。また、養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。	JIS改正
2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和4年2月改正政令第51号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	2	2	8	3	0	2		再生用添加剤の品質は、労働安全衛生法施行令（令和5年9月改正 政令第276号）に規定されている特定化学物質を含まないものとし、表2-2-24、表2-2-25、表2-2-26の規格に適合するものとする。	諸法令の改定にともなう
3	1	1	7	4	2		なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」(R4.3)を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	3	1	1	7	4	2		なお、工事管理ファイル、その他管理ファイル、施工計画書管理ファイル、打合わせ簿管理ファイル及びそれらのDTDファイルは、国土交通省「電子納品に関する要領・基準/DTD・XML記入例」サイト（https://www.cals-ed.go.jp/cri_dtdxml/）において公開している最新の「工事完成図書等に係わるDTD、XML記入例」を利用することとし、関係する記載は読み替えるものとする。	発行に伴う修正
3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日）（一部改定 国官技第356号 令和4年3月29日）の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	3	1	1	7	6	2		なお、受注者は、地質データ、試験結果等については、地質・土質調査業務共通仕様書（案）（建設省技調発第92号平成3年3月30日（一部改定 国官技第418号令和5年3月31日））の第118条成果物の提出に基づいて地盤情報データベースに登録しなければならない。	発行に伴う修正
3	1	1	8	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該技術検査については、第3編3-1-1-6監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	3	1	1	8	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該技術検査については、第3編3-1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。	誤記修正
3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準（環境省告示第62号）（令和3年10月）	3	2	2	0	0	16		環境省 水質汚濁に係る環境基準（令和5年3月13日環境省告示第6号）（令和5年3月）	発行年月の修正
3	2	2	0	0	31		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	3	2	2	0	0	31		日本道路協会 鋼管矢板基礎設計施工便覧［令和4年度改訂版］（令和5年2月）	発行に伴う修正
3	2	2	0	0	45		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（平成4年10月）	3	2	2	0	0	45		労働省 騒音障害防止のためのガイドライン（令和5年4月）	発行年月の修正
3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）［2018年制定］（2018年10月）	3	2	2	0	0	47		土木学会 コンクリート標準示方書（規準編）［2023年制定］（2023年9月）	発行に伴う修正
3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法は「コンクリート標準示方書（規準編）［2018年制定］」（土木学会、2018年10月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	4		なお、接着剤の試験方法はコンクリート標準示方書（規準編）［2023年制定］」（土木学会、2023年9月）における、JSCE-H 101-2013プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤（橋げた用）品質規格による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	発行に伴う修正
3	2	6	11	6	5		表3-2-32 (1) 接着剤の規格コンクリート床版用	3	2	6	11	6	5		表3-2-32 接着剤の規格コンクリート床版用	条文追加による番号の修正
3	2	6	11	6	6		表3-2-32 (2) シート系床版防水層（流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型）プライマーの品質									削除
3	2	6	11	6	7	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ／㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ／㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。	3	2	6	11	6	6	(3)	受注者は、火気を厳禁し、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.3～0.4ℓ／㎡の割合で塗布しなければならない。塗布は、鋼床版面にハケ・ローラーバケ等を用いて、0.15～0.2ℓ／㎡の割合で一層を塗布し、その層を約3時間乾燥させた後に一層目の上に同じ要領によって二層目を塗布するものとする。	条文追加による番号の修正

旧条文（令和5年版）								新条文（令和6年版）								改定理由
編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	編	章	節	条	項	項以下	編章節条（項目見出し）	新条文	
3	2	6	11	6	8	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	3	2	6	11	6	7	(4)	受注者は、塗布された接着層が損傷を受けないようにして、二層目の施工後12時間以上養生しなければならない。	条文追加による番号の修正
3	2	6	11	6	9	(5)	受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	3	2	6	11	6	8	(5)	受注者は、施工時に接着剤をこぼしたり、部分的に溜まる等所要量以上に塗布して有害と認められる場合や、油類をこぼした場合には、その部分をかき取り再施工しなければならない。	条文追加による番号の修正
3	2	17	2	1	2		なお、薬剤については農薬取締法（令和元年12月改正　法律第62号）に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	2		なお、薬剤については農薬取締法（令和5年5月改正 法律第36号）に基づくものでなければならない。	諸法令の改定にともなう
6	3	2	0	2	5		国土交通省　河川砂防技術基準（令和4年6月）	6	3	2	0	2	5		国土交通省　河川砂防技術基準（令和5年10月）	発行年月の修正
6	3	2	0	5	7		国土交通省　機械工事共通仕様書（案）（令和4年3月）	6	3	2	0	5	7		国土交通省　機械工事共通仕様書（案）（令和5年3月）	発行年月の修正
6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和4年3月）の規定による。	6	5	1	0	5	1	5. 適用規定（3）	受注者は、扉体、戸当り及び開閉装置の製作、据付けは「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省、令和5年3月）の規定による。	発行に伴う修正
8	1	2	0	0	4		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）［2013年制定］（2013年10月）	8	1	2	0	0	4		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）［2023年制定］（2023年9月）	発行に伴う修正
8	1	2	0	0	5		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］（2018年3月）	8	1	2	0	0	5		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2023年制定］（2023年9月）	発行に伴う修正
9	1	2	0	0	4		コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）［2013年制定］（2013年10月）	9	1	2	0	0	4		土木学会　コンクリート標準示方書（ダムコンクリート編）［2023年制定］（2023年9月）	発行に伴う修正
9	1	4	5	2	1	2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならない。ただし、水及び混和剤溶液は、容積で計量してもよい。	9	1	4	5	2	1	2. 各材料の計量	受注者は、各材料の計量にあたっては、1練り分ずつ質量で計量しなければならないただし、水及び混和剤溶液は第1編1-3-5-4材料の軽量及び練混ぜ、表1-3-2計量値の許容差に示した許容差内である場合には、体積で計量してもよいものとする。	諸基準類の改定にともなう
10	2	2	0	0	25		土木学会　舗装標準示方書（平成27年10月）	10	2	2	0	0	25		土木学会　舗装標準示方書［2023年制定］（令和5年10月）	発行に伴う修正
10	2	4	10	4	1	4. 初期養生	初期養生は、コンクリート被膜養生剤を原液濃度で70g／㎡程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	10	2	4	10	4	1	4. 初期養生	初期養生は、十分な量の膜養生剤を適切な時期に均一に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に養生を行うこと。	表現修正
10	3	2	0	0	14		日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧（平成9年12月）	10	3	2	0	0	14		日本道路協会　鋼管矢板基礎設計施工便覧［令和4年度改訂版］（令和5年2月）	発行に伴う修正
10	5	5	1	6	1	6. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。	10	5	5	1	7	1	7. 検測	受注者は、架設準備として下部工の橋座高及び支承間距離の検測を行いその結果を監督職員に提示しなければならない。	条文追加による番号の修正
10	5	5	1	6	2		なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	10	5	5	1	7	2		なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。	条文追加による番号の修正
10	5	5	1	7	1	7. 架設に用いる仮設備及び架設用機材	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	10	5	5	1	8	1	8. 架設に用いる仮設備及び架設用機材	受注者は、架設に用いる仮設備及び架設用機材については、工事目的物の品質・性能に係る安全性が確保できる規模と強度を有することを確認しなければならない。	条文追加による番号の修正
10	7	2	0	0	16		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）［2017年制定］（2018年3月）	10	7	2	0	0	16		土木学会　コンクリート標準示方書（設計編）［2023年制定］（2023年3月）	発行に伴う修正
10	7	2	0	0	17		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2017年制定］（2018年3月）	10	7	2	0	0	17		土木学会　コンクリート標準示方書（施工編）［2023年制定］（2023年9月）	発行に伴う修正
10	15	3	1	7	1	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するものとし、翌日までに設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	10	15	3	1	7	1	7. 報告書	受注者は、各作業の終了後、速やかに作業の終了と作業時の状況を監督職員に連絡するとともに、設計図書に示す様式により除雪作業日報、運転記録紙等を監督職員に提出しなければならない。	表現修正

<table>
<tr><th>表番号</th><th>旧条文（令和5年版）</th><th>新条文（令和6年版）</th><th>改定理由</th></tr>
<tr><td>1-3-5-4-2
(6)
表1-3-2 計量値の許容差</td><td>

表1-3-2　計量値の許容差

材料の種類	最大値（%）
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の場合は、1（%）以内

</td><td>

表1-3-2　計量値の許容差

材料の種類	計量値の許容差（%）
水	1
セメント	1
骨材	3
混和材	2※
混和剤	3

※高炉スラグ微粉末の計量値の許容差の最大値は、1（%）とする。

</td><td>諸基準の改定に伴う</td></tr>
<tr><td>1-3-6-9
2.湿潤状態の保持
表1-3-3</td><td>

表1-3-3　コンクリートの標準養生期間

日平均気温	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	早強ポルトランドセメント
15℃以上	5日	7日	3日
10℃以上	7日	9日	4日
5℃以上	9日	12日	5日

〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

</td><td>

表1-3-3　コンクリートの湿潤養生期間の目安

日平均気温	早強ポルトランドセメント	普通ポルトランドセメント	混合セメントB種	中庸熱ポルトランドセメント	低熱ポルトランドセメント
15℃以上	3日	5日	7日	8日	10日
10℃以上	4日	7日	9日	9日	※
5℃以上	5日	9日	12日	12日	※

※15℃より低い場合での使用は、試験により定める。
〔注〕寒中コンクリートの場合は、第1編第3章第10節寒中コンクリートの規定による。
養生期間とは、湿潤状態を保つ期間のことである。

</td><td>諸基準の改定に伴う</td></tr>
<tr><td>1-3-10-3
5.養生温度
表1-3-4 寒中コンクリートの温度制御養生期間</td><td>

表1-3-4　寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生を行った後の次の春までに想定される凍結融解の頻度	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) しばしば凍結融解を受ける場合	5℃	9　日	5　日	12　日
	10℃	7　日	4　日	9　日
(2) まれに凍結融解を受ける場合	5℃	4　日	3　日	5　日
	10℃	3　日	2　日	4　日

</td><td>

表1-3-4　寒中コンクリートの温度制御養生期間

5℃以上の温度制御養生と所定の湿潤養生を行った後に想定される気象条件	養生温度	セメントの種類		
		普通ポルトランドセメント	早強ポルトランドセメント	混合セメントB種
(1) 厳しい気象条件	5℃	9　日	5　日	12　日
	10℃	7　日	4　日	9　日
(2) まれに凍結融解する程度の気象条件	5℃	4　日	3　日	5　日
	10℃	3　日	2　日	4　日

</td><td>諸基準の改定に伴う</td></tr>
</table>

表番号	旧条文（令和5年版）	新条文（令和6年版）	改定理由
3-1-1-7 5.道路工事完成図等の電子成果品 表3-1-2	表3-1-2　道路工事完成図等作成の対象工事	表3-1-2　道路工事完成図等作成の対象工事	関連規準との整合

旧条文（令和5年版）

事業区分	工事区分	完成図 平面図	縦断図	横断図	構造図	構造詳細図	用地丈量図	工事施設帳票
道路新築・改築	道路改良	○	○	－	－	－	－	●
	舗装	●	●	－	－	－	－	●
	橋梁上部工（鋼・コンクリート）	－	－	－	－	－	－	●
	橋梁下部工	－	－	－	－	－	－	●
	トンネル（NATM・矢板） 地下横断歩道 地下駐車場 シェッド（コンクリート・鋼製）	－	－	－	－	－	－	●
共同溝・電線共同溝	共同溝 電線共同溝 情報ボックス	●*1	●*1	－	－	－	－	●
道路維持修繕・雪寒	道路維持	－	－	－	－	－	－	●*2
	道路修繕	●*3	●*3	－	－	－	－	●
	雪寒	－	－	－	－	－	－	●

（凡例）●：道路工事完成図等作成要領に基づく完成図等の作成、電子納品が必須

○：新土木工事積算体系におけるレベル0事業区分及びレベル1工事区分、レベル2工種で「舗装工」を含む工事のうち1区間で100m²を超える表層の舗装工を含む工事（仮舗装、歩道舗装を除く）

（注意）*1：新土木工事積算体系のレベル2工種で「舗装工」を含まない共同溝、電線共同溝、情報ボックス工事については、平面図および縦断図を作成する必要はない。また、「舗装工」を含む工事であっても、仮復旧及び道路の一部舗装のみを行う工事については平面図および縦断図を作成する必要はない。

*2：除草、除雪および清掃等、道路施設に変更を加えない道路維持工事については工事施設帳票を作成する必要はない。

*3：新土木工事積算体系のレベル2工種で「舗装工」を含まない道路修繕工事については平面図及び縦断図を作成する必要はない。また、「舗装工」を含む工事であっても、管内全域で行う簡易な道路修繕工事（小規模な欠損部補修作業、100m²以下の舗装工事等）については平面図及び縦断図を作成する必要はない。

新条文（令和6年版）

事業区分	工事区分	完成図 平面図	縦断図	横断図	構造図	構造詳細図	用地丈量図	工事施設帳票
道路新築・改築	道路改良	■	■	○	○	○	○	●
	舗装	●	●	○	○	○	－	●
	橋梁上部工（鋼・コンクリート）	○	－	－	○	○	－	●
	橋梁下部工	－	－	－	○	○	○	●
	トンネル（NATM・矢板） 地下横断歩道 地下駐車場 シェッド（コンクリート・鋼製）	○	－	－	○	○	○	●
共同溝・電線共同溝	共同溝 電線共同溝 情報ボックス	●*1	●*1	－	○	○	○	●
道路維持修繕・雪寒	道路維持	－	－	－	－	－	－	●*2
	道路修繕	●*3	●*3	○	○	○	－	●
	雪寒	○	－	－	○	○	－	●

（凡例）●：道路工事完成図等作成要領に基づく完成図等の作成、電子納品が必須

■：新土木工事積算体系におけるレベル0事業区分及びレベル1工事区分、レベル2工種で「舗装工」を含む工事のうち1区間で100m²を超える表層の舗装工を含む工事（仮舗装、歩道舗装を除く）

○：受発注者間と事前協議の上で電子化の範囲等を決定（発注図書において標準的と思われる図面）

－：受発注者間と事前協議の上で電子化の範囲等を決定（発注図書において参考的と思われる図面）

（注意）*1：新土木工事積算体系のレベル2工種で「舗装工」を含まない共同溝、電線共同溝、情報ボックス工事については、平面図および縦断図を作成する必要はない。また、「舗装工」を含む工事であっても、仮復旧及び道路の一部舗装のみを行う工事については平面図および縦断図を作成する必要はない。

*2：除草、除雪および清掃等、道路施設に変更を加えない道路維持工事については工事施設帳票を作成する必要はない。

*3：新土木工事積算体系のレベル2工種で「舗装工」を含まない道路修繕工事については平面図及び縦断図を作成する必要はない。また、「舗装工」を含む工事であっても、管内全域で行う簡易な道路修繕工事（小規模な欠損部補修作業、100m²以下の舗装工事等）については平面図及び縦断図を作成する必要はない。

<table>
<tr><th>表番号</th><th>旧条文（令和5年版）</th><th>新条文（令和6年版）</th><th>改定理由</th></tr>
<tr>
<td>3-2-6-11
6.接着剤の塗布
表3-2-32(1)</td>
<td>
表3-2-32 (1)　接着剤の規格コンクリート床版用
<table>
<tr><th rowspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">アスファルト系（ゴム入り）溶剤型</th><th colspan="2">ゴム系溶剤型</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr>
<tr><th>1次プライマー</th><th>2次プライマー</th></tr>
<tr><td>指触乾燥時間（20℃）</td><td>60分以内</td><td>30分以内</td><td>60分以内</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
<tr><td>不揮発分（%）</td><td>20以上</td><td>10以上</td><td>25以上</td><td>JIS K 6833-1,2*2</td></tr>
<tr><td>作　業　性</td><td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
<tr><td>耐　久　性</td><td colspan="3">5日間で異常のないこと</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
</table>
［注］＊1　適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。
（例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する）
＊2　試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。
</td>
<td>
表3-2-32　接着剤の規格コンクリート床版用
<table>
<tr><th rowspan="2">項　　目</th><th rowspan="2">アスファルト系（ゴム入り）溶剤型</th><th colspan="2">ゴム系溶剤型</th><th rowspan="2">試験方法</th></tr>
<tr><th>1次プライマー</th><th>2次プライマー</th></tr>
<tr><td>指触乾燥時間（20℃）</td><td>60分以内</td><td>30分以内</td><td>60分以内</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
<tr><td>不揮発分（%）</td><td>20以上</td><td>10以上</td><td>25以上</td><td>JIS K 6833-1,2*2</td></tr>
<tr><td>作　業　性</td><td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
<tr><td>耐　久　性</td><td colspan="3">5日間で異常のないこと</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
</table>
［注］＊1　適用する床版の種類に応じた下地材を使用する。
（例:コンクリート床版の場合はコンクリートブロックまたはモルタルピースとし、鋼床版の場合は鋼板を使用する）
＊2　試験方法は、JIS K 6833-1,2、JIS K 6387-1,2などを参考に実施する。
</td>
<td>表3-2-32（2）の削除</td>
</tr>
<tr>
<td>3-2-6-11
6.接着剤の塗布
表3-2-32(2)</td>
<td>
表3-2-32(2)　シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)ﾌﾟﾗｲﾏｰの品質
<table>
<tr><th>種類
項目</th><th>溶剤型</th><th>水性型</th><th>水性型</th><th>試験方法</th></tr>
<tr><td>指触乾燥時間(23℃)分</td><td>60分以内</td><td>60分以内</td><td>180分以内</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
<tr><td>不揮発分%</td><td>20以上</td><td>50以上</td><td>35以上</td><td>JIS K 6833 -1,2 *2</td></tr>
<tr><td>作業性</td><td colspan="3">塗り作業に支障のないこと</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
<tr><td>耐水性</td><td colspan="3">５日間で異常のないこと</td><td>JIS K 5600-1 *1</td></tr>
</table>
［注1］＊1　適用する床版の種類に応じた下地材を使用する
＊2　試験方法はJIS K 6833-1,2,JIS K 6387-1,2などを参考に実施する
［注2］塗膜系床版防水層（アスファルト加熱型）のプライマーは上表の品質による
</td>
<td></td>
<td>同上</td>
</tr>
</table>

表番号	旧条文（令和5年版）	新条文（令和6年版）	改定理由
3-2-14-2 6.耳芝 図3-2-6	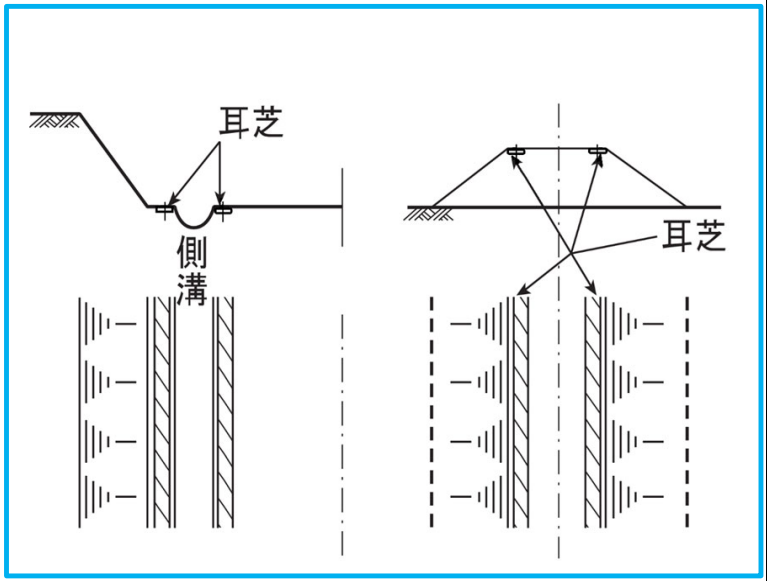	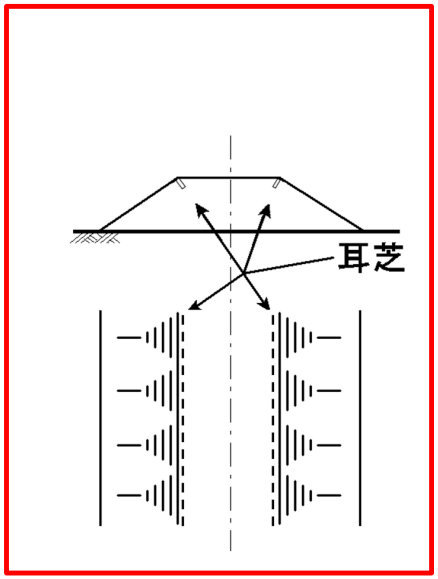	現場実装との整合